

静岡労働局発表  
令和6年6月27日

担 当	静岡労働局 雇用環境・均等室
	室長 森本 英晶
	雇用環境改善・均等推進監理官 小崎 浩孝
	雇用環境改善・均等推進指導官 湯本 紳介
	電話 054-252-5310

## 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が

### 令和6年11月1日に施行されます

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が、令和5年5月12日に公布され、令和6年11月1日に施行されることとなりました。

近年、働き方の多様化が進み、企業に所属せず、個人単位で事業を行うフリーランスとして働く方が増加しており、令和2年に内閣官房が実施した調査によれば、我が国においてフリーランスとして働く方は約462万人に上るとされています。

フリーランスという働き方が社会に普及する一方で、フリーランスの方が、取引先との関係で、様々な問題やトラブルを抱えるケースも増加しています。

そこで、厚生労働省（静岡労働局）は、公正取引委員会・中小企業庁との連携のもと、本法に基づき、フリーランスの方の取引の適正化及び就業環境の整備に向けた取組を進めます。

#### < 法律の目的 >

##### ・フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化

フリーランスの方に業務を委託する事業者に対して、取引条件の明示や報酬支払期日の設定・期日内の支払等が義務付けられます。

##### ・フリーランスの方の就業環境の整備

フリーランスの方に業務を委託する事業者に対して、フリーランスの方を募集する際の募集情報の的確表示や、ハラスメント行為に係る相談体制整備等の措置が義務付けられます。

#### < 周知・相談等体制の整備 >

##### ・法や制度についての周知・説明等

静岡労働局雇用環境・均等室にフリーランス法担当窓口を設置し、法や制度についての周知・説明等を行います。

##### ・トラブル相談窓口の設置

厚生労働省の委託事業として、トラブル相談窓口『フリーランス・トラブル110番』を設置し、フリーランスの方からの相談対応を行っています。

# フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が  
2024年11月1日に施行されます。

## 法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

## 法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

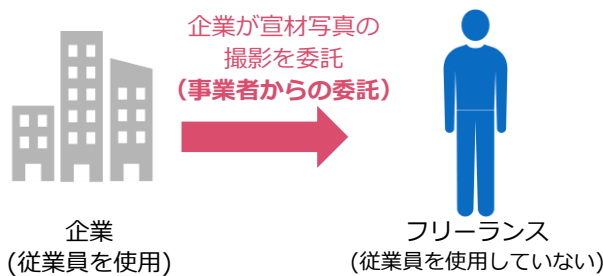
フリーランス 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者 フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

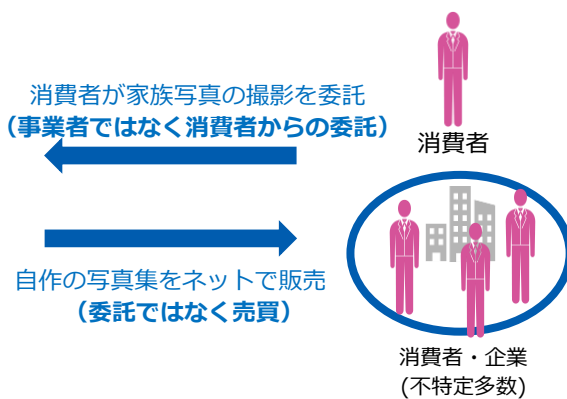
※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

## 例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

### この法律の対象



### この法律の対象外



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

# 法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

## 発注事業者

## 義務項目

## フリーランス

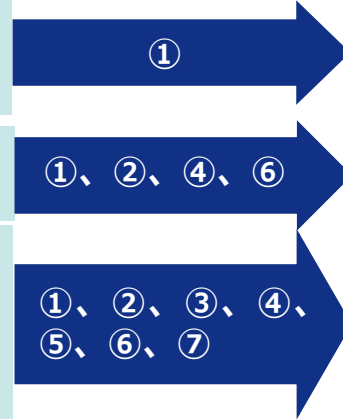
- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。



- ・ 業務委託の相手方である事業者
- ・ 従業員を使用していない



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
- 項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省



# フリーランス・個人事業主の方へ!

(スタイリスト・習い事講師・データ入力・フォトグラファー・エンジニアなど)

## 弁護士に 無料相談 できます!

### フリーランス・トラブル110番



#### こんなトラブルで悩んでいませんか?



#### あいまいな契約

報酬が明示されない状態での作業進行、口頭でのやり取りばかりで契約書がない、修正の繰り返しで作業が完了しない。

#### ハラスメント

精神的な攻撃や契約にない作業の強要、一方的な契約の解消などのパワハラ行為。セクハラ行為。

#### 報酬の未払い

報酬の未払いや一方的な減額、報酬期限の引き伸ばし。納品後のクライアント会社の倒産、音信不通。

弁護士による**和解あっせん手続**で**ワンストップで解決**することができます!

- ☑ 弁護士が対応
- ☑ 秘密厳守
- ☑ 匿名相談可
- ☑ 対面・Web相談可
- ☑ 和解あっせん手続費用無料

まずは電話・メールでご相談ください。フリーランス・個人事業主などの皆様をサポートします!

#### フリーランス・トラブル110番

運営事業者: 第二東京弁護士会  
運営にあたっては、フリーランスに関する関係省庁(内閣官房・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)と連携しています。

契約・支払い・業務内容など、働くことに関するトラブルが相談対象です。



## 0120-532-110

通話無料/受付時間 11:30~19:30 (土日祝日を除く)



help@freelance110.jp

対面やWeb(ビデオ通話)でのご相談も受け付けています

公式サイトはコチラ

<https://freelance110.jp>



公式サイトでは具体的な事例やご相談の流れなども掲載しています。

フリーランス・トラブル110番は、厚生労働省より第二東京弁護士会が受託して運営しています。